

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第45号 瑞穂市旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第43号 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第44号 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第47号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願
- 日程第7 議案第41号 財産（消防ポンプ自動車）の取得について
- 日程第8 議案第42号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第46号 平成30年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 請願第3号 請願や陳情の審査結果を文書で請願（陳情）者に通知することに関する請願書
- 日程第11 発議第4号 核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書
- 日程第12 請願第2号 政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出に関する請願書
- 日程第13 もとす広域連合議会議員の選挙
- 日程第14 議会基本条例推進特別委員会の部会設置の件
- 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第16 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件
- 日程第17 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	松野貴志	2番	今木啓一郎
3番	北倉利治	4番	鳥居佳史
5番	小川理	6番	杉原克巳
7番	若園正博	8番	森治久

9番	庄田 昭人	10番	若井 千尋
11番	清水 治	12番	広瀬 武雄
13番	堀 武	14番	広瀬 時男
15番	若園 五朗	16番	くまがいさちこ
17番	松野 藤四郎	18番	藤橋 礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋 敏明	副市長	早瀬 俊一
教育長	加納 博明	政策企画監	巢之内 亮
企画部長	梶浦 要	総務部長	広瀬 充利
市民部長	児玉 等	巢南庁舎 管理部長	松野 英泰
健康福祉部長	平塚 直樹	都市整備部長	鹿野 政和
環境水道部長	広瀬 進一	会計管理者	清水 千尋
教育次長	山本 康義	監査委員 事務局長	高山 浩之

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬 照泰	書記	松山 詔子
書記	宇野 伸二		

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、改めましておはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

また、傍聴にお越しをいただきました方々、早朝よりまことにありがとうございます。よろしく願いをいたします。

日程第1 諸般の報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、諸般の報告を行います。

瑞穂市議会から選挙されたもとす広域連合議会議員のうち若園五朗議員、清水治議員、若井千尋議員の3名から辞職願が平成30年6月7日にもとす広域連合議会議長に提出されました。同日付で許可した旨の通知がもとす広域連合議会議長からありましたので、後任を選挙する必要があります。後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第45号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第2、議案第45号瑞穂市旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これについては産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 広瀬時男君。

○産業建設委員長（広瀬時男君） それでは、産業建設常任委員会の委員長報告を行います。

ただいま議題となりました1議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設委員会は、6月14日午前9時半から菓南庁舎3-2会議室で開催しました。5名の委員が出席し、執行部から市長、副市長、政策企画監、所管の部長、課長の出席を求め、議案について補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、要点を絞って報告します。

議案第45号瑞穂市旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、今回の条例改正は、民泊を念頭に置いていると思うが、当市において旅館業は今まであったのかとの質疑に対し、過去には瑞穂市馬場地内にあったが、今把握している限りでは営業をしているところはないとの答弁があり

ました。この答弁を受け、JR穂積駅にはビジネスホテルがないが、今後旅館業やホテル業ができるかもしれないので、その点を踏まえた考えはどの質疑に対し、駅周辺については、立地条件を考えると、可能性のあるエリアだと思うので、よく検討して対応していく形になるとの答弁がありました。

また、ホテルと旅館について、洋風と和風の定義はどの質疑に対し、客室数や床面積、寝具の設備といった点から区分されているとの答弁がありました。

また、穂積町時代の条例は、現在どのように引き継ぎがされているのかとの質疑に対し、穂積町時代には、昭和46年に穂積町旅館建築の規制に関する条例が定められ、それがいわゆるモータール建設の規制に関する条例だった。現在、当市において瑞穂市旅館建築の規制に関する条例に変わっているとの答弁がありました。この答弁を受け、今回、条例の改正に伴っても、旅館やホテルの建設には、市長の同意がなければ建設できないという考えでよいかとの質疑に対し、今回、条例については、旅館業法で定められている旅館、ホテルを対象にしているとして同意を必要とするものである。建築に関しては、住居系の一部、商業系や工業系の一部の用途地域に建築できることになっている。特に官公署、病院、教育文化施設、公園などの付近については、公序良俗に反しない等一定の条件で用意することになっているという答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。平成30年6月26日、産業建設委員会委員長 広瀬時男。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第45号瑞穂市旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決とあわせて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いをいたします。

これから議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第43号から日程第6 請願第1号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第3、議案第43号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから日程第6、請願第1号所得税法第56条の廃止を求める請願までを一括議題とします。

これらについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 若園正博君。

○文教厚生委員長（若園正博君） 議席番号7番 若園正博。

ただいま議題となりました議案3件及び請願1件につきまして、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

文教厚生委員会は、6月15日午前9時30分から穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部から、市長、副市長、教育長、所管の部長、次長及び課長の出席を求め、議案について補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

議案第43号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、食事の外部搬入が可能になったり、自園調理の経過措置により安易に新しい事業所ができてくるおそれがあるのではとの質疑に対し、家庭的保育は自宅で保育を行うものなので、もともと連携している保育所や同一法人からの食事の提供は許可をしている。現在、当市では待機児童は発生していないが、今後はまだわからないので、このような事業所を受け入れようとしているとの答弁がありました。

また、事業所に対する市の監視機能が大切で責任が重いと思うがとの質疑に対し、諸官庁とも連携し、対応していきたい。また、議員視察も考えていきたいとの答弁がありました。

また、実際に連携事業所の確保ができるのかとの質疑に対し、連携が条件であるので、条件が整わなければ認可は難しいと考えるとの答弁がありました。

また、子供の健康診断は年何回かとの質疑に対し、利用開始時に1回、年に2回以上の定期健康診断が必要であるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第44号瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、今回の改正に、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認める者とあるが、市長が適当と認めている者についてガイドラインはできているのかとの質疑に対し、ガイドラインはできていないが、臨時職員の評価などで対応していきたいと考えるとの答弁を受け、子供を預かることであるため、ケース・バイ・ケースではいけないと思う。ルールが必要ではないかとの質疑に対し、臨時職員の評価における基準の点数を設けるなどの対応を検討したいとの答弁がありました。

また、支援員や補助員の確保はできているのかとの質疑に対し、現在は資格の経過措置の状態であるため、支援員は確保されているとの答弁を受け、県の研修を受けなければ支援員にならないと思うが、平成32年3月31日までの間はこの制度を利用できるのかとの質疑に対し、平成32年3月までは教員の免許があるなど、今後研修を受ける見込みの方も含めてよいとのことである。現在、当市は資格取得者15名、今年度資格取得予定の方12名であり、平成32年までに間に合うと考えるとの答弁がありました。

また、なぜ中学卒業まで資格が拡大されたのかとの質疑に対し、全国的に指導員が足りていないためであるとの答弁がありました。

また、支援員の待遇はとの質疑に対し、時間給で教員の資格のある方で1,020円、子育て支援の資格のある方で915円、資格のない方で870円、チーフは50円の加算があるとの答弁がありました。

また、放課後支援員は教職員であった方のボランティア的色彩が強いと思うがとの質疑に対し、基本的にはそういった方や教員免許を持ち、子供さんの手が離れた方などにもお世話になっているとの答弁がありました。

また、現在の支援員の数はとの質疑に対し、6月1日現在で支援員等は92名であるとの答弁がありました。

また、支援員の人数に制限はあるのかとの質疑に対し、広報紙でも44名の募集をかけているが、応募は20名程度であり、まだ足りていないとの答弁を受け、資格者は他市町で働くことは可能かとの質疑に対し、他市町でも働くことは可能であるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

議案第47号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、例えば固定資産税を3年間ゼロ円

にし、事業が該当した場合、国からの補填はあるのかとの質疑に対し、交付税に算入される予定であるとの答弁がありました。

また、他市町村の状況はどの質疑に対し、県内を調査したところ、神戸町と白川村は検討中との回答があり、その他はゼロの割合であるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決されました。

最後に、請願第1号所得税法第56条の廃止を求める請願を審査しました。

初めに、紹介議員である小川議員より請願の趣旨説明があり、その後、質疑に入りました。

委員から、請願では中小企業は家族全体の雇用で支えられているとあるが、労働者を雇っているところもある。雇用労働員及び家族の労働によって支えられているとするほうが正しいのではないかと質疑に対し、個人としてはその考えでいいと思う。しかし、請願の趣旨は、対価の支払いを認めないような制度のあり方はおかしい。不合理で不当な差別をなくしてほしいため、所得税法第56条を廃止してほしいというものであるとの答弁がありました。

また、青色申告にすれば給与を経費にできるが、なぜ白色申告のほうは変えないのか。免税措置等の何か特殊なことがあるのかとの質疑に対し、青色申告にするには、税務署長の許可が必要であり、認められない場合もある。なお、白色申告において家族従業員の労働の給与を認めない、経費として認めないのはおかしいとの答弁がありました。

また、税務署長から却下されるとは、どういう事例があるのかとの質疑に対し、家族の場合、働いた日数等に条件があるのではないかと考えるとの答弁を受け、雇用状況の確認は当然である。また、個人的に税務署長の許可はおけると考える。事業継承を考慮すると青色申告がいいと考えるが、なぜ白色申告なのか確認したいとの質疑に対し、申告の仕方は問題ではない。白色申告の場合はなぜ家族従業員の労働給与を認めないのか、経費として認めないのはおかしいとの答弁がありました。

また、日本とアメリカでは課税方式が違う。国内の問題であり、他国との比較は資料に記載しないほうが正しいのではないかと。また、請願の言葉一つ一つの不備があるのではないかと質疑に対し、文言についての指摘は承る。諸外国は正当な給与は必要経費として控除されるが、なぜ日本だけが認められないのか。国連からも見直しの勧告を出され、日本弁護士連合会からの表明も出ているので、理解をしてほしいとの答弁がありました。

また、日本弁護士連合会からの表明や廃止を求める声が広がっているという説明をどの質疑に対し、日本弁護士連合会は、政府への所得税法第56条及び第57条の見直しを求めており、2015年5月1日現在で384の議会が意見書を採択しているとの答弁がありました。

その後、執行部から請願の審査の参考とするための補足説明がありました。

その後、討論に入り、中小企業は家族全体で支えられているのではなく、従業員によっても支えられ、諸外国とは課税方式が違い、比較にはならない。所得税法第56条は、性別を問わず

規定されているので、差別にも当たらない。よって反対であるとの反対討論の後、日本経済は中小企業に支えられ、家族労働のウエートが大きい。納税者はどの方法で納税をしてもよい。整合性がとれていない。全国の複数の議会でも意見書の提出があるため賛成であるとの賛成討論がありました。

日本弁護士連合会の意見には、所得税法第56条及び57条の見直しを求めるとある。第56条だけの廃止を求めるとはならず、一緒に考えていくべきだと思うため反対であるとの反対討論の後、白色申告も認められている状況で、青色申告と白色申告での差別はおかしい。また、執行部から市の状況は白色申告が圧倒的に多いとの説明があり、小規模事業者が続けていける、生活しやすい、支えていける制度にすべきであるため、賛成であるとの賛成討論がありました。

その後、1名の議員が棄権によって退席した後、採決に入り、採決の結果、採択すべき者が2名、不採択とすべき者が2名で、可否同数となったため、委員長の採決によって、不採択とすべきものとなりました。

以上で、文教厚生員会の委員長報告を終わります。平成30年6月26日、文教厚生委員会委員長 若園正博。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第43号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

議案第43号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、反対の討論をさせていただきたいというふうに思います。

3歳未満児の給食の外部搬入につきましては、昨年、平成29年8月8日でございますけれども、社会福祉法人 全国社会福祉協議会、全国保育協議会、並びに全国保育士会より3歳未満児の給食外部搬入容認に対して断固反対をする、こういうような意見書が出されております。

その理由として、食というものが子供の命の維持、発育に欠かせない。またとりわけ3歳未満児におきましては、発達の個人差が大きい、また体調不良児、対応によっては命にかかわる食物のアレルギー、こういったことにおいて、これらの児童の食事の提供においては自園調理

というものが欠かせない。外部搬入は、したがって容認できないという意見書が出されております。

私は、今回の条例改正でもって家庭的保育者の居宅における保育を提供する、こういった家庭的保育事業者において、限定的であれ食事の外部搬入を可能にする、このような条例の改正になっているというふうに思います。これは、先ほど紹介をいたしました全国社会福祉協議会の意見書に照らしても認められるものではないということを申し上げたいと思います。

また、その期間についても、たとえ限定的な期間を設けるということにしても、外部搬入が適切ではないということについて、その本質は何ら変わりはないということを申し上げておきたいというふうに思います。

最後に、私は保育の待機児童を解消すると、そういう受け皿を確保するために、こうした家庭的保育施設の運営基準を緩和するということは、安心・安全な保育の向上を願う父母の皆さんの願いに逆行するものだということを申し上げたいというふうに思います。したがって、瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について反対の討論とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第44号瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

議案第44号瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、反対討論をさせていただきます。

学童保育は、説明がございましたように、この夏休みの申し込みは大変多くて、5年生、6年生が学童保育に通えない、入れない、このような状況になっています。学童保育に対する需要は今後ますます大きくなることが予想されるところでございます。

しかしながら、こうした受け皿を広げるために学童指導員の資格を緩めたり、また専門性を大きく薄めたり、これは子供の命を預かり、安心・安全の生活の場を確保することとは両立しないのではないのでしょうか。

今回の条例の改正によりますと、いわゆる教員資格を持ちながらペーパーティーチャーと言われるかもしれませんが、教員としての実務経験、資格も実質的には持たないながら、免許だけは持っておられる。こういう方も講習を受けられた方々と、こういった教員の方々と同様の資格を与えるというものであります。私は、学童指導員といいますのは、その専門性や経験が積まれることが求められるというふうに思います。安心・安全な子供の生活の場を確保するという事に果たしてなっていくのか、甚だ疑問だということをおっしゃるを得ないというふうに思います。

また、学童保育といいますのは、こうした安全・安心の運営をする上で、有償のボランティアの方々やら定年退職した人の役割は大変重要だというふうに考えます。しかし、それだけでこの学童保育が運営されるものではございません。学童指導員としての身分がちゃんと確立をされ、また先ほども申し上げました専門性と経験を備えた学童指導員が必要不可欠でございます。こうした問題は以前からも指摘をされておりますけれども、何ら改善をなされていないところでございます。学童保育の受け皿の整備のために、安心・安全の生活の場を確保するという学童保育、この問題は2つとも、どちらとも優先されなきゃならない。学童保育の受け皿を整備するために、安心・安全を少し薄れても、おろそかにしてもいいよ、そんなことには決してならないというふうに考えるところでございます。

以上でもって、反対の討論とさせていただきますと思います。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第47号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

反対討論をさせていただきたいというふうに思います。

今回の瑞穂市税条例の改正は、地方税法等の一部を改正する法律に伴って生産性向上特別措置法を前提とする中小企業への固定資産税の減免措置を行う、これを想定するものであります。

この特別措置は、先端設備の導入に係る固定資産税の特例率をゼロにするというものでございます。そのために国の導入促進計画に基づく瑞穂市が策定する導入基本計画の認定が必要でありますけれども、その内容といいますのは、生産性特別措置法に基づく労働生産性の年平均3%以上の向上や、また最新の先端設備を導入する等の要件が必要となってきます。これでは、一部の企業のみ支援を集中して特化するということにならざるを得ないのではないのでしょうか。

さらに問題だと考えますのは、国の中小企業のものづくりを支援する等の補助金がございますけれども、この運用については、その固定資産税の特例を受けた一部の中小企業に対して国の補助金を優先的に採択を行う、こういうものでございます。

私は、中小企業に対する十分な支援を行うことは当然必要だと考えるところでございます。しかしながら、先端設備の導入に係る固定資産税の特例を受けた一部の企業にはさらに補助金の支給の面でも優先権を与えるものになっておるというふうに思います。

このように、今回の市条例の改正は、安倍政権のもとで生産性革命のかけ声のもとで、一部の企業に対して支援を集中し特化するものにならざるを得ないことは明らかではないのでしょうか。私は、昨年、この瑞穂市で制定された中小企業・小規模企業振興条例とも相入れないというふうに考えるところでございます。

以上でもって、反対討論とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

これより請願第1号所得税法第56条の廃止を求める請願の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。したがって、まずこの請願に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） それでは、鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番、無所属の会の鳥居佳史です。

この56条は、先ほど委員会での報告がありましたように、国連においても見直しをすべきだという勧告が出ているんですね。ということは、世界的に客観的に見てもおかしいと。つまり、一般的に女性ですよ、これは。パパママストアのお父ちゃんが頑張っていて、お母ちゃんも応援している中で、何でお母ちゃんの働いた分が正当に認められないか。国連においては、女性の人権の視点で明らかにおかしいという視点で、日本は考えなさいと言われていたわけです。

今、日本の全国の自治体でも、この意見書を採択する自治体が、先ほども報告がありましたけれども、直近の報告ですとふえているんですね。441自治体にふえています。日本は今、村まで入れると1,741の自治体があるんですけれども、確実にふえてきているんです。だけど、世界的に見たらおかしいという部分が、日本でまだここまでという部分では、ぜひ瑞穂市の議員の皆さんも、お父さん、お母さん、一生懸命支えていて、ちょっと視点を変えると、消費を

ふやすということが経済の循環の一翼ですけれども、中小企業の消費をふやすという部分でも、これは大事な視点だと思うんですよね。そういう視点からも、私はこの56条の廃止は賛成だということで述べさせていただきました。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 次に、本件に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 議席番号15番 若園五朗。

所得税法第56条の廃止を求める請願について、反対討論をします。

一つ、所得税法第56条においては、家庭従事者の時価労賃の対価支払いは必要経費として認められていないが、所得税法第57条の特例では青色申告を行うことで家族従事者に支払った給与は必要経費として認められております。

2. 現在、青色申告と白色申告の制度がある限り、個人の選択の自由が守られており、矛盾した制度とは考えにくい。

3. 所得税法第56条のみ廃止しても、所得税法第57条が残れば、請願の趣旨との整合性がとれない。また、国の法律であるため、国に判断を委ねたいために、意見書の提出については反対であります。

家族従業者の働き分を必要経費として認めない点については理解できます。

よって、今回の所得税法第56条の廃止を求める請願について反対いたします。

○議長（藤橋礼治君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番、無所属の会のくまがいさちこです。

私は、所得税法第56条の廃止を求める請願に賛成の立場で討論をいたします。

所得税法第56条というのは、家族従業員への対価の支払いを必要経費として認めないというのが内容です。しかし、所得税法というのは個人単位主義が原則ですから、まずこの点からも家族の従業員のを認めないというのはおかしいですね。それをなぜ56条ができたか。これは後づけなんですね、調べたら。なぜこの後づけをしたかといったら、やっぱり保守というか自民、日本の思想として家族主義、家制度の名残からしたんだと思う。しかし、不満が出てきますから、次に特例の特例の57条。じゃあ、青にすればいいよと。設けたんですね。つまり、非常に無理があるんです、基本的に。

この無理がよく出た裁判が、宮岡事件というのがあるんですね。今は、女の人も仕事を持つのが、まあ普通になりつつあるわけです。夫が弁護士で妻が税理士で、この夫が税理士の妻に対して仕事を依頼した。報酬も払ったわけです。ところが、この報酬は、夫弁護士の必要経費

にならなかった。おかしいじゃないかと裁判を起こしたけれど、これは56条に従って認められませんでした。おかしいと思いませんか。

で、瑞穂市委員会で青色申告と白色申告の瑞穂市内の件数が質疑に応じて言われましたが、青が1,500、白が7,000です。青があるんだから青をすればいいというのは、先ほど申し上げたように、特例を設け、その特例の特例を設けたという経緯からも、非常に無理がある。原則に逆らうことをやったわけです。

この請願内容からいくと、やっぱり理念が先になっちゃうんですね。男女平等からおかしいとか。でも、これはいまいちわかりにくいと私は思いました。確かに理屈はそうですよ。男女平等も進んでいるから。理屈はそうですが、理念だけでは人は動かないのが実際です。だから、こういう具体例を見ると、やっぱりこれは無理があるなあと。その7,000と1,500で8,500ですか、件、青と白を用いて、中小のうちの小だと思いますけどね。家庭的な事業をやっている、商売をやっているのが瑞穂市内でも多いんだと思いますが、これが今どんどん減っているというか、潰れていくというか、潰されていっている経緯があります。これはもちろん、お母ちゃんとお父ちゃんが頑張ってきたけれど、年をとった、高齢化ですね。後継ぎがない、少子化ですね。それからもう一つ、大規模店、大規模事業主の進出で、とてもじゃないけど成り立たないというこの3つぐらいがあると思う。私がずうっとお世話になっていた人も、もう配達できないからとか、もう2人でやれないからといって、ここ目に見えて小さいお店、駅前の八百屋さんもそうでしたね。これで瑞穂市内の地域振興が復興できるというか、これから。幾ら企業誘致をしても、基本は小さいお店がたくさんあることです。このためにも、この時代の流れに合わない。

もう一つ言っておきますけど、小さいうちで事業主というか、父ちゃんと母ちゃんが働いて、母ちゃんのほうが仕切っている。すごいしゃかりきに働く事業主っていっぱいありますよね、今どきは。でも、事業主は男だという例がありますよね。そして、お母ちゃんが潰れていっている人も、私は実際に知っています、体を壊して。本当に気の毒だと思います。父ちゃんより私のほうがいっぱい働いているんだけどと言いながら、体を壊しています。

自民党の皆さんは、憲法改正案にもあるように、家制度を持続させたい、または復活と言ってもいいと思いますが、今や復活させたい、持続させたいだろうと思いますけど、もう無理ですから。人口は減って、移民は入れないというので、働く人、何と難民ビザというのがあるんだそうですね。難民ではないけれど、難民ビザが簡単にとれて、企業が悲鳴を上げている状態に対処するために、外国人を大勢採用するのが普通になった。瑞穂市も大変多いです。こういう矛盾が、そして将来への瑞穂市の振興策が、現状が非常に心配な状態になっているんですから、自民党や共産党という党は抜きで、ここは瑞穂市議会は現状を立て直す、そして男女平等にも合う、今の女性の働きを認める方向に、皆さん、56条の廃止に賛成していただきたいとい

うか、しようではありませんか。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 次に、本件に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決します。本案を原案のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立少数です。したがって、請願第1号所得税法第56条の廃止を求める請願は不採択と決定をいたしました。

日程第7 議案第41号から日程第9 議案第46号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第7、議案第41号財産（消防ポンプ自動車）の取得についてから日程第9、議案第46号平成30年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） ただいま一括議題となりました3議案について、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告します。

総務委員会は、6月18日の午前9時30分から穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部からは市長、副市長、政策企画監、会計管理者及び所管の部課長、また一般会計補正予算のため、当委員会所管以外の教育長、各部長、教育次長にも出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案順に要点を絞って報告します。

まず、議案第46号平成30年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）を審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員からは、法令遵守委員会とは何を目的に行う委員会で、構成員はどのような方かとの質疑に対し、市に対しての不当要求や公益通報に関し審議する附属機関で、弁護士、学識経験者5人の委員で構成されているとの答弁がありました。

また、社会福祉主事等の資格を職員が取得しても人事異動等で1年か2年でかわってしまう

ので、福祉事務所として専門的な素養を持った人の配置をしてはとの質疑に対し、人事担当と相談し、今後検討していくとの答弁がありました。

また、家屋調査業務委託料の具体的な内容はとの質疑に対して、駅南公民館を重機等で解体するので、隣接する建物や塀の構造物に関して、事前に調査するための費用であるとの答弁があり、また駅南公民館の取り壊しの時期はとの質疑に対しては、年度内で取り壊す予定であるとの答弁がありました。

スクール・サポート・スタッフ配置事業を取り入れた経緯はとの質疑に対し、働き方改革の一環で行われる事業で、昨年度学校と教育委員会の座談会で試行的に始めたい意向があり、本年度になって正式に県に要望したところ、中学校区に1人、計3人分の予算がついた。将来的には各小学校へ配置も検討したいとの答弁がありました。

文化財修理補助金でクスノ木の剪定について、ほかの文化財についても補助があるのかとの質疑に対し、他の市の文化財についてもその都度状況を確認して、補助の対象となる場合は補助を行っているとの答弁がありました。

また、幼稚園施設整備費補助金が採用されなかった理由はとの質疑に対し、国の補助金においても、大規模改造における老朽と防災機能強化の2つで補助申請をしていたが、国の予算配分において、大規模改造において、老朽において補助金が不採択となったためとの答弁がありました。

地方債の補正で市債の利率3%以内の根拠はとの質疑に対し、国の地方債計画を鑑み、3%以内の利率で設定していると答弁し、どれくらいの利率になりそうかとの質疑に対し、昨年度の入札結果から、0.2%から0.3%で落札したと記憶しているので、臆測でそのあたりを想定している。入札参加者については、市内の金融機関であるとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員からは、指定管理者制度は何を目的とした制度かとの質疑に対し、多様化する住民サービスに効果的に効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ることを目的に、平成15年の地方自治法の改正により導入された制度で、それまでの管理委託制度は、相手先が地方公共団体が出資する法人に限定されていたが、それが民間事業者等も含む法人となったこと。また、管理、権限など責任も相手に委任することができること、さらに契約行為ではなく、議会の議決を経て規定する行政処分の一環となるものであるとの答弁があり、経費削減で住民サービスの質が低下するのはとの質疑に対し、施設ごとに設定の基準は変わらと思うが、住民サービスに主観が置かれるものと考えたとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号財産（消防ポンプ自動車）の取得についてを審査し、これについては報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。平成30年6月26日、総務委員会委員長 若園五朗。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第41号財産（消防ポンプ自動車）の取得についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第42号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第46号平成30年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議案第46号について、質疑をいたします。

これは、駅南公民館の取り壊しの件でございます。

この件については、平成25年から3年かけて事故繰越等があった後、今年度この3月に予算計上され、そして今回補正という格好で出てきました。

これは、方針案第3案によって、この予算が出てきておるわけですけれども、この3案によりますと、取り壊すときに隣地に入らないようにして、基礎は残すと。基礎を残すと言っておるんですね。それから、現地と公図が合わない。これについては、将来行われる区画整理に委ねるといふふうの方針案3になっていますけれども、そこら辺についてどのように委員会でお話しされたのか。

また、この3月の予算が出たときには、執行部からは、この夏ごろまでに取り壊しをしたいという説明でございましたが、今回の委員会の報告では、年度内に取り壊すということになっておりますが、この経緯についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） 松野藤四郎議員より質疑がありましたが、駅南公民館の基礎の取り壊し、具体的な内容についてはどうなったかということですが、具体的な説明はございませんでした。

駅南の取り壊しの年度ですけれども、具体的に年度末ということ、具体的にその内容がどうなったかということについては、執行部のほうから説明ないし質疑もございませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番、無所属の会の鳥居佳史です。

家屋調査業務委託料のことでお聞きします。

総括質疑でも聞いたんですけれども、その調査の内容を現況の写真を撮るということで答弁があったんですけれども、委員会で写真を本当に撮るだけの調査なのか、その辺の具体的な突っ込んだ詳細な調査内容の説明はありましたか。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） 鳥居議員の質疑について、答弁させていただきます。

具体的に委員会の中では、写真の現状、あるいはどういうふうに写真を撮るかという具体的な説明はございませんでした。以上で報告にかえさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 隣接している建物の写真がそもそも撮れるのかということも考えられるんですね。詳細に現況の写真が、隣接していてカメラが入るかということも含めて、非常に疑問なんですけれども、そういう写真についての質問等もなかったんでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） 鳥居議員の質疑に対して答弁します。

駅南の今度は取り壊しについての隣地の写真、あるいは詳細について撮れるかについては、具体的な質問、答弁はございませんでした。以上で報告といたします。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時36分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第10 請願第3号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第10、請願第3号請願や陳情の審査結果を文書で請願（陳情）者に通知することに関する請願書を議題といたします。

これについては、議会運営委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 松野藤四郎君。

○議会運営委員長（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

ただいま議題となりました請願1件について、会議規則第39条の規定により議会運営委員会の審査の経過及び結果について報告します。

議会運営委員会は、6月19日午前9時30分から5名全員の委員が出席し、穂積庁舎議員会議室で開催しました。

請願第3号請願や陳情の審査結果を文書で請願（陳情）者に通知することに関する請願書の審査を行うに当たり、初めに紹介議員である鳥居議員より請願の趣旨説明があり、その後、質疑に入りました。

委員から、数回請願や陳情を提出しているが、審査結果の通知をほとんどいただいていないとあるが、請願の審査結果については通知していると思うが、確認はしたのかとの質疑に対し、請願者に文書で通知がないと確認しているとの答弁を受け、事務局に確認だが、請願者に通知をしていないのかとの質疑に対し、事務局から議会で議決したものについて、請願者に通知をしているとの答弁を受け、事務局は通知をしているとのことだが、数回請願を提出しているが、通知をもらっていないとはどういうことかとの質疑に対し、請願についての事務局の対応を未確認で申しわけない。意見書や陳情書については、文書での回答がなく、明文化し、明確にすることが必要であるとの答弁がありました。

また、要望や陳情は議長の判断で議運にかけ、全議員に配付している。各議員の判断で請願や意見書として取り上げなければ、議会として審議できない。議会として報告のしようがないと考えるがとの質疑に対し、制度として議論する場がないのはわかるが、市民の意見に対して何も答えないというのはあり得ないと思うとの答弁がありました。

その後、事務局からの意見では、請願書の中で事実と違う4点の指摘があり、1点目として、数回請願を提出しているが、結果通知をいただいていないの点について、みんなの瑞穂・明日

をつくる会から過去に請願の提出はなく、また請願者には結果通知をしているとのこと。

次に2点目として、請願、陳情の審査結果について、請願（陳情）者に通知するとの記載が欠落していますの点について、記載がないのは事実だが、当市の会議規則は全国市議会議長会や全国町村議会議長会が制定している標準会議規則に基づいて制定しており、標準会議規則にもその記載はなく、欠落しているとまでは言えないと考えるとのこと。

次に3点目として、請願事項の②瑞穂市議会会議規則の第3条請願に追記表記するの点について、第3条は請願について書かれておらず、第3章と思われる。このまま要望のとおりを追記すると、会議規則の法体系が崩れると思っているとのこと。

最後に4点目として、添付参考資料として穂積町とあるが、瑞穂町の誤りではないかと考えるとのこと。

以上の点の指摘がありました。

指摘後、配付資料の説明に入り、当市の会議規則、議会のホームページ、全国町村議会議長会編集の議員必携の抜粋や、地方議会事務提要の抜粋の説明がありました。

説明では、市ではなるべく議員必携に書かれていることを実践するように心がけているとのこと、町村議会の運営に関する基準の122項では、請願を議決したときは、その結果を請願者に通知する。129項では、陳情書またはこれに類するもので、議長が必要と認めるものは請願の例により処理し、請願書の例により処理する必要はないと認めるものについては、議会運営委員会に諮って、その写しまたはその要旨を印刷し、議員に配付するとあり、このとおりの運営を行っているとのことでした。

また、地方議会事務提要の抜粋では、提出された陳情は、いずれも請願と同様な取り扱いをしなければならない義務はあるかの問いに、提出された陳情の全てを請願と同様な取り扱いをしなければならないものではないとの回答である。

また、議会に提出された陳情書は、請願書の例により処理できるか否かの会議規則と議長の判断の問いでは、議長は議会運営委員会に諮問し、委員会の意見を参考として議長が判断することとなるとの回答である。

また、請願の審議状況についての請願者への通知の是非の問いでは、請願者に通知する法的義務はない。当該議会の慣例に従って措置すればよいとの回答であるとのことでした。

また、既に行っている請願者に対する議決結果の通知については、ホームページに掲載することは技術的には不可能ではない。しかし、現在の対応は、事務局として議員必携に掲載されていることを行っているもので、全議員が納得をされ、申し合わせなどに明記をされれば対応可能であると考えたとの説明がありました。

その後、事務局に対する質疑が行われ、委員から、議員必携の抜粋に、請願は受理後、原則として訂正することができないとあるが、今回の請願は何カ所か指摘された箇所があるが、訂

正はできるのかとの質疑に対し、当市の会議規則には掲載していないが、議員必携に基づいて事務を行っているので、この取り扱いを守っていただくのがベターだと思ふとの答弁がありました。

また、請願の趣旨が変わる重大な誤りと趣旨が変わらない程度の誤字などの誤りでは扱いとして差は出るのかとの質疑に対し、各議員や議会運営委員会の委員がどう思われるかだと思ふとの答弁がありました。

また、請願者に結果通知を行っているとの説明があったが、請願の中には記載が欠落しているとある。どう思ふかとの質疑に対し、記載がないのは事実だが、全国市議会議長会や全国町村議会議長会が制定している標準会議規則にも記載はなく、欠落しているとまでは言えないと考える。請願には、横浜市、芦屋市、瑞穂町の議会の請願、陳情取り扱い要綱が添付してあるが、その3市町の議会の会議規則にも請願・陳情者への結果通知についての掲載はないとの答弁がありました。

その後、紹介議員に対し、今回の請願については、整合性がとれていないことなどから、提出のときには内容の精査をすることが必要であり、今後、提出のときには扱いをしっかりとしてほしいと思ふがとの質疑に対し、内容について精査することをしていなかったもので、今後反省して改善していきたいとの答弁がありました。

その後、討論では今回の請願は何カ所かの間違いがあるものである。現在の請願の取り扱いは、規則等に沿ってしっかり運営できており、このままの運営でよいと考えるため、採択することはできないとの反対討論の次に、議会基本条例の目的に開かれた議会や市民とのきずなを強め、市民参加を推進とあり、この趣旨からも市民からの陳情に対し、結果を報告しない、市民の意見を放置することはあり得ない。市民に報告することは、市民から選ばれた我々の大事な役割でもあるため賛成であるとの賛成討論の後、現在は議員に陳情書等が配付されているだけで、取り上げなければ審査はされず、報告のしようがない。紹介議員は、現在の陳情の取り扱いの構造を変えなければならないとの趣旨を言われている。それは、今後の議会のあり方を言われているように感じ、請願の趣旨とは違うため反対であるとの反対討論がありました。

その後、採決では、採択すべきものは賛成者少数で不採択とするものが賛成者多数となり、採決の結果は不採択とすべきものと決定しました。

以上で議会運営委員会の委員長報告を終わります。平成30年6月26日、議会運営委員会委員長 松野藤四郎。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） これより請願第3号請願や陳情の審査結果を文書で請願（陳情）者に通知することに関する請願書の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。したがって、まずこの請願に賛成者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番、無所属の会の鳥居佳史です。

請願や陳情の審査結果を文書で請願（陳情）者に通知することに関する請願書についての賛成意見を述べさせていただきます。

今の委員長報告でありましたような内容なんですけれども、プラス、確かに法的には文書で返すということはないんですけれども、市民の人の陳述、意見、要望を、例えば紹介議員という知り合いの方で議員さんがいらっしゃる方は、じゃあこれを請願で出すということが出来るんですけれども、陳情を出したい方にそういうことを言える議員という方がいらっしゃらない方は結構いらっしゃると思うんですね。そういう方は、要望という形で出されるという場合が大いにあると思うんですね。つまり、市民の方が、今回は議会に対する要望ですけれども、行政に対して、こういうふうに改善してほしいとか要望するということがあったときに、それに応えるというのは当然のことですよね。これに異議を唱える人はいないと思うし、できないと思います。

それを踏まえて、自治体の中で既に請願・陳情取り扱い要綱というのを定めて明記している自治体もあるわけですね。今回の請願書というのは、いろいろ5つの表記する方法を具体的に列記されておられますけれども、このどの方法でもいいんで、市民の要望に何らかの形で答えるということは、やっぱり当然の義務だと思いますね。

それで、委員会の中でも、現状、例えば議運の中で陳述書が配られるだけで、議論されない場合があるよと、それはどうするんだという意見はありましたけれども、そのような状況になった、全く議論をするに値しなかったということなんでしょうね、そういうふうになったのは。その値しなかった理由もやっぱり陳情者にはお答えすべきである。つまりナシのつぶてでは市民の人に議員としての義務を果たしていないというふうに思いますね。

そういうことで、この請願書には賛成ということで意見を述べさせていただきました。

○議長（藤橋礼治君） 次に、本件に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決します。本案を原案のとおり採択することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立少数です。したがって、請願第3号請願や陳情の審査結果を文書で請願（陳情）者に通知することに関する請願書は不採択と決定をいたしました。

日程第11 発議第4号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第11、発議第4号核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

5番 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

趣旨説明をさせていただきたいというふうに思います。

お手元に文面がありますので、それを読み上げて提案にかえさせていただきたいというふうに思います。

発議者、瑞穂市議会議員 小川理。賛成者、瑞穂市議会議員 松野藤四郎、賛成者、瑞穂市議会議員 くまがいさちこ、賛成者、瑞穂市議会議員 鳥居佳史。

核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書。

地方自治法第99条の規定に基づく上記の議案を、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

次に、意見書でございますけれども、読み上げていきたいと思っております。

瑞穂市全ての市民は、全人類の願いである核兵器の廃絶と戦争をなくすことを訴え、世界の人々とともに真の恒久平和が達成されることを願い平成22年に「非核・平和都市宣言」を制定している。

ここで、この非核・平和宣言については御紹介をしておきたいというふうに思います。

非核・平和都市宣言、平成22年11月30日議決。

世界恒久平和は人類共通の願いです。しかしながら、現に核兵器が存在し、人類の生存に大きな脅威を与えています。

私たち瑞穂市民は、被爆後65年に当たることし、改めて平和への声を上げ、日本国憲法の理念に基づき、全ての核兵器の廃絶と軍備の縮小を全世界に訴えるとともに、持たず・つくらず・持ち込ませずの非核3原則を遵守することを希求し、市民の平和と幸福を願い、ここに非

核・平和都市宣言を宣言します。

これが議会で議決された非核・平和都市宣言でございます。紹介させていただきました。

次に、引き続き意見書の文案を読み上げさせていただきたいと思っております。

広島と長崎に原子爆弾が投下されてから72年を経た昨年7月7日、国連本部での交渉会議において、約3分の2の加盟国の賛成によって核兵器禁止条約が採択をされた。

この条約は核兵器の開発、生産、実験、製造、取得、保有、使用とその威嚇に至るまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止するものとなっている。

また、この条約に賛成しなかった核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器廃絶の枠組みを示すとともに、被爆者や核実験被爆者への救済を行うことも明記をされており、被爆国、被爆者の切望に応えるものになっている。

このような中、日本が、核保有国と歩調を合わせ核兵器禁止条約へ参加しないことに対しては、被爆者を初め、国内外から失望や批判の声が広がっている。唯一の戦争被爆国である我が国には、率先して核兵器禁止条約に参加し、核保有国と非保有国との橋渡しを行うことが求められる。

よって、本市議会は、国及び政府において唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界を実現するために、核兵器禁止条約への署名と批准の手続を進めるよう強く要請する。

提出先、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 伊達忠一殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、外務大臣 河野太郎殿。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第4号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番、無所属の会のくまがいさちこです。

大変大きなテーマで、いろいろ調べましたけど、情報もたくさんあり、わからない部分もありますので、確認したいと思っております。

核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書ですが、これは昨年2017年7月に国連で採択されました。12月にノーベル平和賞を受けました。ノーベル平和賞の後、一番に世界で唯一の

戦争被爆国である日本を関係者が訪れてくださいましたが、これに対して日本は署名、批准をせよと求めるわけですが、この仕組みというのがいまいよくわかりません。採択は、調べてみると122カ国と地方ということだそうです。しかし、締結には50カ国が必要だと。つまり採択と締結は違うわけですね。締結の中には、署名、批准、承認とかいろいろあるそうですが、このうちの署名、批准を求めているわけです。じゃあ、今何カ国が署名、批准等の締結をしているのかと。つまり、あと50カ国までに何カ国必要なのかというのが疑問に思いました。

調べるといろんな情報が散見されますので確信が持てないんですが、現在10カ国という記述も見えますが、これでよろしいのでしょうか。あと40カ国必要だと。そうすると発効すると。

つまり、採択、締結、発効の手順がちょっとわからないんですけど、教えてください。

○議長（藤橋礼治君） 小川君。

○5番（小川 理君） くまがい議員の質疑に対するお答えをしたいというふうに思います。

昨年7月7日に国連で採択されました核兵器禁止条約といますのは、これは国際法に基づいて各国が批准を行うことによって法的な拘束力を持つ条約として成立をすることになっております。

したがって、成立をする国際法上拘束力を持つための基準というのがありまして、それは先ほど言われました50カ国の批准、署名が必要だということになっているというふうに思います。現在、どこまで今これが進んでおるかということですが、これはちょっと私も確認をしていないところで、ちょっと正確なことは申し上げられませんが、しかしながら、私はこの国連の3分の2の国々が賛成をしておるわけですので、こういった国々が自分の国で議会で議決をして批准を行っていき、こういうことは十分に可能でありますけれども、要はこれが早く日本政府こそ批准を行って、一日も早く発効できるようにしていくということが、被爆国の政府としての責任ではないかというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 議席番号10番、公明党の若井でございます。

ただいま小川議員のほうから出されました核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書ということにつきまして質疑をさせていただきます。

まずもって、今小川議員のほうから瑞穂市の非核・平和都市宣言を確認されました。全くそのとおりでございますけれども、まず冒頭で、公明党としましては、当然平和の党でございます。核兵器を廃止する、全ての人類が望んでおることに対しては、当然賛成という立場で聞いていただければと思いますが、意見書は瑞穂市議会の賛同を得て国に提出する意見書でござい

ますが、冒頭、瑞穂市全ての市民は、全人類の願いである核兵器の廃絶と戦争をなくすことを訴え云々というふうに書いてありますが、瑞穂市の平和都市宣言にはそのことはうたってございませんけれども、この文章に対して、国が当然確認をするわけでございますけれども、こういった文言に関して、もちろん先ほど言ったように望むことではございますが、瑞穂市民の全ての市民が望んでおるといふ、このことに関して、私はちょっと疑問を持つわけですけど、そのことに対してまずもって質問いたします。

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 先ほどの若井議員のお尋ねにお答えしたいというふうに思います。

全ての瑞穂市民というふうな文言でございますけれども、私はこの瑞穂市議会において全会一致でこれが採択される、これを期待したいというところであります。いろんな立場、違いがございますけれども、先ほど若井議員が言われましたように、それぞれの立場の違いを超えて、核兵器が国際的にも違法ということになるということは、私たち非核・平和都市宣言を行った瑞穂市民として当然のことだというふうに考えるところでございます。

問題は、この瑞穂市議会におきまして、本当に全ての議員の皆さんに賛成をしていただいて、文字どおり瑞穂市民の意思として、これが意見書採択されるということを期待し、望みたいということを思っております。そういったことにお答えとさせていただきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今、小川議員がおっしゃったように、私どもも冒頭お話しさせていただきましたが、当然核に関しては全人類の望みでありまして、それは文言の部分では当然理解はしております。

余談でございますけれども、瑞穂市の非核・平和都市宣言というものを、今小川議員と一緒に私も検索をしまして、改めてこの文章を瑞穂市のホームページを出しておる部分でございますが、今読み上げられた部分の制定についてをちょっと確認をしたいと思っておりますが、制定について、戦後65年目に当たる2010年8月6日に開催された平和記念式典、これは広島で行われたものでございますが、国連事務総長や駐日アメリカ大使が初めて出席するなど、世界的に平和への機運が高まっています。瑞穂市では、ここが少し文言が難しいんですけど、瑞穂市では、2020年核廃絶広島会議への出席をきっかけに、市民の安全・安心な暮らしを守り、非核・平和都市宣言を宣言し、世界恒久平和に寄与することを宣言したと。これは、私も文章を読み間違えて、2020年に広島会議があることに参加したというふうに、これ年号の間違いじゃないですかと今確認をしに行ったら、要はこの2010年のときに2020年に向けて、この核廃絶への広島会議を10年を検討していくという文言で、何が言いたいかという、この瑞穂市が発信しているホームページですら、読み方によれば非常に解釈が難しいという部分がございます。くま

がい議員がこの意見書に対して賛成者というお立場で冒頭に質問に出られたときに、この意見書を提出されるときに、全ての御理解をされた上で賛成者になっておられるというふうに理解をしておりましたので、非常に私も質問の内容が難しかったんですけど、要はおっしゃったように、全く難しい問題であるというふうに、自分でも勉強を十分できなかつたんですけど、本当に難しい問題であると。

そこでお聞きしたいことというのは、この核兵器禁止条約というものが今進んでおるわけですが、それ以前に、御存じのように核拡散防止条約、略してNPTというのが、2020年にまたこれを再検討していくという会議を行っていくわけですが、確認でございますけど、この核兵器禁止条約と核拡散防止条約、この違いについてお聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今の若井議員の御質問にお答えしたいというふうに思います。

NPTといいまして、核拡散防止条約というのがございます。これは、核保有国も参加をしまして、核兵器禁止条約のその枠組みをつくっていきこうと、こういうことがこの間合意をされております。

ところが、じゃあその合意に従って進んできたかといいますと、そうではなかったというのが大きな動きの特徴になっております。したがって、国連の多くの加盟国でございますけれども、これは国が大きいとか小さいとかそういうことではなくて、国連の加盟国、多くの国々が何を考えたのかということをお知らせすると、今のままでは核兵器の禁止をする条約がつくれていかない。つまり、NPTでこれが話し合って合意ができておるにもかかわらず、なかなか前に進まないという状況を打破するために、このように昨年7月7日、これは第2回の国連の交渉会議でありますけれども、第1回の3月に行われました交渉会議に続いて7月での交渉会議が持たれまして、何回も申し上げますけれども、7月7日、国連加盟国がこの核兵器の禁止条約を採択すると、こういう経過になったものというふうに考えております。簡単ですけど、以上でお答えとしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今、小川議員がおっしゃったように、この核拡散防止条約があるにもかかわらず、核兵器禁止条約というもので、これは世界的にも今はそっちを賛同される方が多いということで、冒頭の質問にもお答えしてみえましたが、数がどうこうということもあるかと思いますが、そちらのほうに向かっていくというのは望ましいことであるというふうに思います。

※
ところが、この核拡散防止条約において、5つの核保有国が認められておるのは御存じだと思いますが、アメリカ、イギリス、ドイツ、ロシア、中国、この5つの国が認められて

※ 後刻訂正発言あり

おる現状の中で、この核兵器禁止条約の意見の中には、やっぱりこういった国が抑止力にはなっていないと。だから、もちろん核を持つのも禁止だということになっていくんですけども、ただ現実問題として、日本が日米安保条約の中で唯一の被爆国である。これは本当にどこの国とも全く立ち位置が違うという意味では、私は、この賛成・反対討論は別にして、質問の意味でございますから、やはりこの5カ国を認めておる中において、日本はやっぱりアメリカの核の拡大の抑止力の中、ある意味核の傘の中に安全が保障されているというのも事実ではないかというふうに勉強してきたわけでございますけれども、その中には韓国であったり、オーストラリアであったり、NATO（北大西洋条約機構）、こういった諸国が加盟できていないという現状があるかというふうに思います。ですから、一つ心配するのは、こういったことの日本が、そちらの核兵器禁止条約というものに賛同していくと、唯一被爆国であった、ある意味核兵器を所持している国とそうでない国との唯一橋渡しができるという立ち位置である日本が、核兵器の禁止条約のほうに署名、賛同していくことに対して、余計に核を保有しておる国との摩擦というか、差が縮まるようで、逆に大きく広まっていくようになっていくのではないかなという意見もあるわけでございますけど、そういったことについてのお考えを伺います。

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ただいまの若井議員のお尋ねについてお答えをしたいというふうに思います。

日本の政府は、この国連の交渉会議が行われました国連の場におきまして、国連の交渉会議には出席はするけれども参加はしないということで、日本の政府のテーブルといいますか、あったんですけども、採択のときには日本政府はいませんでした。それに対する被爆者の皆さんの失望の声が大きくニュースでも取り上げられたところでございますけれども、日本の政府はなぜ参加しないのかと、こういうことでいいますと、このようなことを一つは言っておるわけです。核兵器禁止条約は、核保有国との間に分断をつくってしまうと。つまり、核を持っていない国と核を持っている国との間に分断をつくってしまうので、日本の政府としてはこれに参加できないんだと、こういうことを言っています。

しかし、私はこれは反対だというふうに考えるわけでございます。核保有国が参加しないもとの禁止条約をつくることは分断をつくるという反対の立場は、つまるところ、核保有国が反対することは何もできんと、何もするなと、こういう核保有国に対する追従、こういうような議論にほかならないと思います。これはあえて言いますけれども、唯一の被爆国の政府として唱える立場や議論ではございません。

なお、この核兵器禁止条約について一言申し上げておきたいなというふうに思います。

この核禁止条約は、それならば核保有国に対して、一緒に交渉に参加することをシャットアウトして、あんたたちはあかんで向こうに行っていないさいと、核兵器の禁止条約の外に行つて

いなさい、こういう立場を示しておる条約ではございません。これは、核兵器禁止条約の主題は何かといいますと、核兵器そのものを禁止するということが主題になっているんですね。本来ならばといいますか、禁止するだけでは核をなくすことはできません。なぜかといいますと、核保有国と核を持っていない国が話し合っ、それならどうしたら具体的に核をなくすのかと、こういう話し合い、交渉がされなきゃならない。その点では、この核禁止条約はそこまで規定していない条約になっているんです。

ですから、あえて申し上げますと、核保有国も一緒に参加して、核禁止条約のもとで、どうやってじゃあ核をなくしていくのかと、その段取り、交渉をやろうじゃないかというのが、一方では核禁止条約の大きな特徴になっておるということを申し上げておきたいというふうに思います。

したがいまして、この日本の政府の立場として、率先して核禁止条約に参加をして、そして、特にアメリカだというふうに私は思うんですけども、アメリカの橋渡しをする、核保有国の橋渡しをする、その責任が唯一被爆国の政府としての役割ではないかということをおし上げておきたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 議席番号10番、公明党の若井でございます。

冒頭、反対討論という形で討論を述べさせていただきますが、小川議員が提出された意見書に関しましては、おおむねそういった形になっていくように望んでおる者の一人でございます。

ただ、現実問題、質問のときにもさせていただきましたが、この核兵器禁止条約を進めていく上において、今現実、NPT（核拡散防止条約）というのが進んでおる中において、現実には核を保有している5つの国があつて、今理想的にはそういった土俵に乗って話を進めていくというふうにおっしゃいましたけれども、やはり私はまだそこまで行っていない中で、日本は現実、アメリカの核の傘下におるということに関しては、核拡散防止条約の中でもしっかりと議論をしていけるといふふうに思っておりますし、正直なところ、この5つの国とほかの非核保有国が近づいているように思えるような流れではございますけれども、実際には、小川議員もおっしゃったように、溝が広まっていくのではないかなということをお懸念することを考えます

と、今の核拡散防止条約の流れをしっかりと見せていただき、さらにはその後に今賢人会議というのが持たれておると、両方に対して賢人会議というのが持たれておるといふふうに聞いております。十分勉強しておりませんが、やはり私ども、自公連立の中で政権与党という形で仕事をさせていただいておる上において、御批判はあろうかと思いますが、冒頭、お話ししたように、一市議会の中で議論をする内容では非常に大きいかというふうに思いますが、私ども政党の与党の議員としまして、今国が進めておる中において、勉強する限りにおいては、今お話ししましたように、この核兵器禁止条約に日本が署名、賛同していかない理由は、この核拡散防止条約の中の流れを見て、しっかりと平和への議論をしておるということを確認の中において、この核兵器禁止条約に日本が早急に賛同していくということに関しては反対をさせていただきたいと思っておりますし、冒頭に質問でもしました瑞穂市議会として出す意見書の中においては、瑞穂市民全てがということに関しては、やはりもう少し文言をよくよく検討されたほうがいいのではないかなということ懸念しますので、この意見書に対しては反対とさせていただきます。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番、無所属の会のくまがいさちこです。

質疑のときに申し上げましたが、大変大きな問題で、ちょっと全てがわかっているかといったら、カバーし切れない部分がありますが、調べて、私が今得ている結論を申し上げます。賛成の立場から発言いたします。

核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書に賛成です。

核兵器禁止条約を成立させたい、締結して発効させたい。これは、もう採択はされているわけですから、実質的に発効させたいということなんです。今までの核兵器に関する条約とどこが違うかといいますと、今までののは全て核軍縮なんですね。時間をかけて廃絶していく。しかし、これは一気に核兵器ゼロを目指すという発想転換です。私、先ほどもここで理念で人を説得するのは大変難しいと。だって、理念というのは頭で受け取るものですから、ふだんから考えていなきゃキャッチできないわけで、大変難しさをずっと議員をやってきて思っています。でも、これを調べていろいろなものを読んでみると、単なる理念ではないと思って、この条約をつくったということが私は理解できましたので、賛成です。

これを進めてきたのは、去年の12月にノーベル平和賞をとったICANというところですね。初め、ニュースでICANというのを聞くと、「私はできる」という意味だと思いましたが、すごい名前をつけたなと思ったんですけど、全然違うんですね。このIはinternationalという意味ですね。あとは頭文字です。核兵器廃絶国際キャンペーンという国際NGO組織の頭文字

を省略して I C A N です。でも、私は初めに誤解しちゃったように、I C A N、私はできるわというふうに脳に入っちゃって、いい名前だなあなんて思っちゃったのが残っています。

この中心になっている事務局長さんは、何とスウェーデンの35歳のお母さんです。35歳ですよ。6歳と3歳の子供のママです。ベアトリス・フィンさん。そして、1月に日本に2人で見たわけですが、もう一人見た方は、サーロー節子さんとおっしゃって、何と50歳違うんですね、このお2人の女性は。広島で家族や同級生を失いながら、九死に一生を得たと。その九死に一生を得たときに、崩れてきたものの下敷きになっていたら、後ろにいる男の人が前に光が見えるだろうって、あそこへ向かって進めとって、13歳だったそうですが、必死にはい出していった、その光を見て。それで九死に一生を得たわけですから、この人はそのときに旦那さんはドイツ人だったそうですが、あとはアメリカへ何回も行って、それから私は光を求めて、この核廃絶まで来たというんです、13歳から85歳まで。で、さっき言ったように、事務局長さんが35歳の2人の子供を育てている女の人だということも非常にびっくりしました。2人は、抱き合ってノーベル賞の授賞式で喜んでいました。

それで、今現在、核兵器は1万5,000発あるんですね。これは、地球の全人類を何回だったかちょっと調べても出てきませんでしたが、1回じゃないですね。何回か殺せるだけの量があるわけです。

で、偶発事故とか誤解による発射も非常に恐れている。そして、トランプさんもそう、オバマさんもそうでしたけど、どこへ行くときもおつきの人がボタンを押せるかばんを持っていくわけですね。いつでも押せるわけですよ。

今まで、戦争の兵器は禁止になったものがいっぱいあるんですね。対人地雷、クラスター爆弾、細菌兵器、化学兵器、サリンも多分入るんだと思います。これは全部禁止条約になっているんだそうです。核兵器だけがなっていないというんで、これはもう核兵器だって成立させることができるこの人たちは思って運動を始めたんだそうです。

1月以降、ついに米朝会談もありましたね、北朝鮮が放棄すると。ただし、これは皆様も御存じだと思いますが、アメリカもそうですが、実際に核実験しなくても、コンピューター上で実験ってできるんですね。もっともっと性能のいいもので。だから、核実験場を廃棄しますとか全部なくしますといっても、核兵器の開発は進む。だから進めるだろうということは予測されております。

先ほど、公明党の議員さんも懸念を示されました。それはよく私もわかりますし、そういう議論があるのはわかります。にもかかわらずです。いろいろな議論があるのことはわかりますが、にもかかわらず、この条約を採択へ持っていったこのNGO組織は、もう世界の現実を見ているんです。幾つかネットにあるのを読みますと、男たちがこのような世界にしたという書き方をしています。で、世界を駆け回っているのも50歳違う女の人2人というのも、私は理念

というよりは、ちょっとが一んと心を打たれて、絶対もう賛成だわと思いました。

最後に、ノーベル賞授賞式でベアトリス・フィンさん、2人のかわいい6歳と3歳の子供を育てている35歳の女の人が演説したわけですが、その一部を読ませてください。反対したのは、核保有国と、あと日本のように、あとNATOもそうですが、その保有国の核の傘に入っている国が反対したわけですね。その国たちに呼びかけました。

米国よ、恐怖よりも自由を選びなさい。ロシアよ、破壊よりも軍備撤廃を選びなさい。イギリスよ、圧制よりも法の支配を選びなさい。フランスよ、テロよりも人権を選びなさい。中国よ、非理性よりも理性を選びなさい。インドよ、無分別よりも分別を選びなさい。パキスタンよ、ハルマゲドンよりも論理を選びなさい。イスラエルよ、抹殺よりも良識を選びなさい。北朝鮮よ、荒廃よりも知恵を選びなさい。核兵器の傘の下に守られていると信じている国々に問います。あなたたちは自国の破壊とみずからの名のもとで他国を破壊することの共犯者となるのですか。全ての国に呼びかけます。私たち人類の終わりではなく、核兵器の終わりを選びなさい。

これはごく一部ですけれど、やっぱりこうやって言うてのけることができるは、命というのを自分の体の中で10カ月育て、産んで、育てる感覚が体にある女性だから、これだけ言い切れるんだなと思います。

どうか党にかかわらず、瑞穂市議会やった一みたいな感じになると思うんですけど、賛成しようではありませんか。お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 棄権をさせていただきたいと思いますが、棄権の理由だけ簡単に述べさせていただきたいと思います。

先ほど、若井議員も申されました日本の企業においては、総論賛成、各論反対という日本企業にはびこる悪い風習があります。これと同じようなことだと思います。どの人も、どの国の人も、戦争また核兵器を望んでいる人は誰ひとりとしていないと思います。いろいろ賛成討論、反対討論がございましたが、それ以上に今後の世界情勢、そしてまた今の核兵器を取り巻く世界各国の状況、北朝鮮を一つのいい例にとりましても、大変難しい時代であるという中で、この地方自治体の瑞穂市議会の中で活発に議論されるということは本当に望ましいことであると思いますが、大変難しい問題である。外交問題も含め、大変難しい問題である上で、もっとも

っと国民を巻き込んだ国政でしっかりと議論をしていただきたい。その上で一市議会議員として判断をさせていただきたい。それにはまだまだ議論が国政において、まだ至っていないんじゃないかなという思いで棄権をさせていただきます。以上です。

〔8番 森治久君 退場〕

○議長（藤橋礼治君） これから発議第4号を採決します。

発議第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立少数です。したがって、発議第4号は否決されました。

〔8番 森治久君 入場・着席〕

日程第12 請願第2号について

○議長（藤橋礼治君） 日程第12、請願第2号政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出に関する請願書を議題といたします。

請願第2号政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出に関する請願書について申し上げます。既に同じ内容の意見書が否決をされていますので、請願第2号政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出に関する請願書は、不採択とされたものとみなします。

日程第13 もとす広域連合議会議員の選挙

○議長（藤橋礼治君） 日程第13、もとす広域連合議会議員の選挙を行います。

若園五朗君、清水治君、若井千尋君がもとす広域連合議会議員を辞職したことによって、現在もとす広域連合議会議員に3人の欠員が生じています。よって、地方自治法第291条の5第1項及びもとす広域連合規約第8条の規定により、もとす広域連合議会議員を選挙する必要があります。

お諮りをいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたと思いますが、御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定をいたしました。

もとす広域連合議会議員に北倉利治君、今木啓一郎君、松野貴志君の以上3人を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま私が指名した方をもとす広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま私が指名した方がもとす広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、もとす広域連合議会議員に当選された方々が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

日程第14 議会基本条例推進特別委員会の部会設置の件

○議長（藤橋礼治君） 日程第14、議会基本条例推進特別委員会の部会設置の件を議題といたします。

議会基本条例推進特別委員会委員長から会議規則第168条第2項の規定によって、お手元に配付しましたとおり、研修・意見交換会部会の設置について、議会映像配信検討部会の設置について及び議員定数調査検討部会の設置についてが提出をされました。

これから研修・意見交換会部会、議会映像配信検討部会及び議員定数調査検討部会の設置についてを採決をいたします。

お諮りします。委員長から提出のあったとおり、3つの部会を設置することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から提出のあったとおり、研修・意見交換会部会、議会映像配信検討部会及び議員定数調査検討部会を設置することに決定をいたしました。

これより研修・意見交換会部会、議会映像配信検討部会及び議員定数調査検討部会の部会長及び副部会長の互選を行っていただきたいと思います。研修・意見交換会部会は第2議員会議室、議会映像配信検討部会は正・副議長室、議員定数調査検討部会は議員会議室をお使いください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定を準用し、部会長が互選されるまでは年長の部員が部会長の職務を行っていただきますようよろしくお願いをいたします。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後0時04分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

研修・意見交換会部会、議会映像配信検討部会及び議員定数調査検討部会の部会長及び副部会長が決定しましたので、御報告をいたします。

研修・意見交換会部会は、部会長に北倉利治君、副部会長に今木啓一郎君、議会映像配信検討部会は、部会長に広瀬武雄君、副部会長に鳥居住史君、議員定数調査検討部会は、部会長に杉原克巳君、副部会長に小川理君、以上のとおりでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 議席番号10番 若井でございます。

先ほど、小川議員のほうから提出されました核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書に対しまして、反対討論をさせていただいた際に、私、核保有国の5カ国のうちフランスをドイツと発言を間違えましたので、訂正をお願いいたします。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ただいま若井千尋君から本日の会議における発言について、会議規則第65条の規定によって訂正したいとの申し出がありましたので、許可をします。

日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（藤橋礼治君） 日程第15、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第16 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件

○議長（藤橋礼治君） 日程第16、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第111条の規定によって、お手元に配付しました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

※ 訂正発言

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第17 議員派遣について

○議長（藤橋礼治君） 日程第17、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を会議規則第169条の規定により提出しております。内容については4件ございます。

議会事務局長より説明をさせます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、4件説明します。

まず1件目は、平成30年7月6日に、岐阜県市議会議長会の主催による議長会議及び視察研修、情報交換会が恵那市の岩村コミュニティセンターで開催されるため、会議に出席する副議長を派遣するものです。

2件目は、平成30年7月24日、東京のアットビジネスセンター池袋駅前別館において開催される議員セミナーです。議会広報編集委員が議会広報のリニューアルを考える一助とするため、議員4名を派遣するものです。

3件目は、平成30年8月5日、郡上市のめいほうスキー場において開催される岐阜県消防操法大会へ市消防団が出場するので、応援、激励を行うため、全議員を派遣するものです。

4件目は、平成30年8月27日、県民ふれあい会館において開催される市町村議会議員セミナーです。市町村職員研修センターで受講決定された人数により議員を派遣するもので、議会改革の新たな動向と課題について理解を深めていただきたいと思います。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 以上の4件について、議員派遣することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定をいたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容の変更が生じた場合は、議長に一任を願います。

閉会の宣告

○議長（藤橋礼治君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成30年第2回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

閉会 午後0時12分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年6月26日

瑞穂市議会 議長 藤橋 礼治

議員 広瀬 武雄

議員 堀 武

議員 広瀬 時男